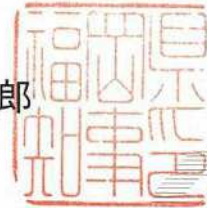


産業廃棄物処分業許可証

住所 熊本市中央区水前寺三丁目3番25号
氏名 河津造園株式会社
代表取締役 先崎 尚祐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 3 年 7 月 20 日
許可の有効年月日 令和 8 年 7 月 19 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎（移動式））：木くず 以上1品目
以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設①（移動式）：保管場所 熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5
設置年月日 平成24年6月26日
処理能力 456t/日（8時間）
許可年月日 平成24年5月8日
許可番号 第568号

破碎施設②（移動式）：保管場所 熊本県上益城郡益城町大字小谷字戸次道1323番5
設置年月日 令和7年9月25日
処理能力 249t/日（8時間）
許可年月日 令和7年9月17日
許可番号 第675号

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 移動式処理については、散水設備を設けた排出事業場敷地内において行うこと。
- (2) 破碎施設①については、3×5インチ以下のスクリーンを使用すること。
- (3) 破碎施設②については、60mm以下のスクリーンを使用すること。

以下余白

(以下裏面記載)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年 7月20日 更新許可

平成28年 7月20日 更新許可

令和 3年 7月20日 更新許可

令和 6年 1月29日 変更届出により破碎施設（移動式）の保管場所の変更

令和 7年12月19日 変更届出により破碎施設（移動式）の追加

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

